

障害者である職員の任免の状況の公表について

令和3年6月1日現在の静岡がんセンターの障害者である職員の任免の状況は次のとおりです。

法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数(1)	障害者である職員の数	実雇用率	法定雇用率	不足数
864.5人	23.0人	2.66%	2.6%	0人

注)

- (1) 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数です。
- (2) 欄の「障害者である職員の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてカウントしています。
- 障害者の種類・程度の区分ごとの数字については、特定の者が障害者であること及びその障害の程度等が推認されるおそれがあるため非公表とします。